平成２８年（フ）第７７号
川崎市中原区井田中ノ町12番34号　サンハイム井田　102号
債務者　青木　信行
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第８２号
川崎市中原区上平間161番地　第３末広荘１
債務者　三邊　敏子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
川崎市川崎区東田町10番地22　ロリエタワー川崎　606
債務者　奥村雄二郎
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第９１号
川崎市麻生区王禅寺1227番地４　總榮建設工業（株）内
債務者　久野　忠孝
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第９４号
川崎市中原区井田２丁目28番９号、前住所横浜市神奈川区神大寺１丁目７番33号
債務者　今泉　啓志
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１９７８号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地　市営上飯田南荘６棟606号、従前の住所名古屋市北区辻町１丁目63番地　ミッツハイム202号
債務者　阪野　美佳（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４８号
愛知県海部郡蟹江町本町６丁目66番地　セントラルハウスＡ号
債務者　城田　美佳
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２号
青森県上北郡野辺地町字タラノ木９番地21
債務者　蛯澤紗也香
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５号
青森県弘前市大字石渡４丁目６番地１　ボヌール石渡Ⅱ　Ａ－102号、旧住所青森県弘前市大字富田町142番地１　リッチフィールド101号
債務者　鈴木　雅之
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第３１号
青森県弘前市大字和徳町228番地16　メゾンワカギ103号
債務者　阿部　昭夫
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第３２号
青森県弘前市大字青樹町17番地10　弘和住宅15号
債務者　工藤　彰二
1　決定年月日時　平成28年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第３０３号
名古屋市昭和区御器所４丁目１番４号　御器所コーポ401号
債務者　渡邉　公夫
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３０４号
名古屋市昭和区御器所４丁目１番４号　御器所コーポ401号
債務者　渡邉　晴美
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１１号
熊本市北区武蔵ケ丘６丁目２番７号
債務者　宮崎　　隆
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１２１号
熊本県上天草市大矢野町中11041番地18
債務者　梅本　幸子
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２６８号
愛知県小牧市小牧原３丁目33番地　いずみビル305号
債務者　岩井ノエこと　ＩＢＯＮＥＳ　ＮＯＥ　ＩＷＡＩ
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０７号
東京都武蔵村山市大南２丁目71番地の15
債務者　前田　郁美
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月18日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部